

## 第三次京都府戦略的地震防災対策推進プラン 新旧対照表

頁	旧	新
16	1-1-4 火災発生防止対策を進める 7 ○第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震時も利用可能な消防水利の整備を進める ・耐震性貯水槽 計 89 基整備 (H28～32年度)	1-1-4 火災発生防止対策を進める 7 ○第6次京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震時も利用可能な消防水利の整備を進める ・耐震性貯水槽 計 35 基整備 (R3～7年度)
16	1-2-2 学校施設の耐震化を進める 16○私立学校(幼・小・中・高)の耐震化を進める ＜できるだけ早期に耐震化率 100%を目指す＞ ＜令和6年度までに耐震診断率概ね100%を目指す＞ ・H21年度創設の「私立学校施設緊急耐震化支援事業」(府独自で1/6を国制度に上乗せ補助)により耐震化を推進	1-2-2 学校施設の耐震化を進める 16○私立学校(幼・小・中・高)の耐震化を進める ＜できるだけ早期に耐震化率 100%を目指す＞ ・H21年度創設の「私立学校施設緊急耐震化支援事業」(府独自で1/6を国制度に上乗せ補助)により耐震化を推進
18	1-2-7 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する 32○公共施設等総合管理計画を策定する ＜令和2年度までに16類型毎に個別施設計画を作成する＞	1-2-7 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する 32○公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正な維持管理を行う ・様々な府の施策について点検・改善を図るとともに、府有施設の長寿命化やアセットマネジメントを推進
18	1-3-1 道路、河川等の整備・耐震化を進める 38○新名神高速道路を全線開通する ＜令和5年度までに全線開通＞	1-3-1 道路、河川等の整備・耐震化を進める 38○新名神高速道路を全線開通する
19	1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める 52○ため池の防災対策を進める ＜令和5年度までに改修すべき全てのため池(70池)の整備に着手する＞ ・ <del>ため池管理法及び平成25～27年度の</del> 一斉点検結果に基づき、 <del>ため池の整備を進める</del> ・農業用水として未利用のため池については、廃止又は適切な管理者に移管する	1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める 52○ため池の防災・減災対策を進める ＜令和6年度までに、集中的かつ計画的に、改修すべきため池の整備に着手する(10箇所程度)＞ ・防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき策定した「京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」により、ため池の老朽度や耐震性能等を調査し、必要な整備を進める ・農業用水源として未利用のため池については、廃止又は適切な管理者に移管する

頁	旧	新
19	1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める 54○大規模盛土造成地の宅地耐震対策を進める ・盛土の造成年代を記載した台帳を整備する<令和6年度までに734件> ・台帳を二次スクリーニングの基礎資料や災害の予防保全等に活用する	1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める 54○大規模盛土造成地の宅地耐震対策を進める ・盛土の造成年代や現地状況の調査結果を基とした二次スクリーニングの優先度を評価した台帳を整備する<令和6年度までに1,278件> ・台帳を二次スクリーニングの基礎資料や災害の予防保全等に活用する
20	1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める 72○ <del>第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、災害に強いまちづくり事業を進める</del> ・ <del>避難地 8.9ha (H28～H32)</del> ・ <del>避難路 3.51km (H28～H32)</del>	1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める 72○ <u>第6次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、災害に強いまちづくり事業を進める</u> ・ <u>避難地 23ha (R3～R7)</u> ・ <u>避難路 2.01km (R3～R7)</u>
20	1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める 75○ブロック塀や自動販売機等の転倒防止対策を進める ・定期的な点検等の転倒防止の重要性を啓発する ・ブロック塀等の安全対策についての啓発・ <del>助成制度</del> の実施 ・施設所有者における自動販売機の転倒防止対策の推進	1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める 75○ブロック塀や自動販売機等の転倒防止対策を進める ・定期的な点検等の転倒防止の重要性を啓発する ・ブロック塀等の安全対策についての啓発を <u>実施</u> ・施設所有者における自動販売機の転倒防止対策の推進
21	1-3-6 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する 83○公共施設等総合管理計画を策定する <令和2年度までに16類型毎に個別施設計画を作成する>	1-2-7 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する 83○公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正な維持管理を行う ・ <u>様々な府の施策について点検・改善を図るとともに、府有施設の長寿命化やアセットマネジメントを推進</u>
25	2-5-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う 119○防災重点ため池においてハザードマップの作成を進める <令和5年度までに全ての防災重点ため池(612池)のハザードマップを作成する>	2-5-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う 119○防災重点 <u>農業用</u> ため池においてハザードマップの作成を進める <令和5年度までに全ての防災重点 <u>農業用</u> ため池(613箇所)のハザードマップを作成する>
26	3-1-2 住まいの耐震改修を進める 137○市町村営住宅の耐震化を進める ・市町村において「 <del>公営住宅ストック総合活用計画</del> 」及び「 <del>建築物耐震改修促進計画</del> 」等に基づき、耐震診断及び耐震改修を実施	3-1-2 住まいの耐震改修を進める 137○市町村営住宅の耐震化を進める ・市町村において「 <u>公営住宅等長寿命化計画</u> 」等に基づき、耐震診断及び耐震改修を実施

頁	旧	新
29	4-1-2 通信の手段を確保する 177○重要通信を確保する <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信センターの分散</li> <li>・中継伝送路の多ルート化・2ルート化等非常時優先電話の確保</li> <li>・特設公衆電話の設置<del>-(災害用伝言ダイヤル171の開設等)</del> (新規)</li> <li>・移動電源車の整備及びポータブル衛星の増備</li> <li>・通信孤立回避の検討</li> </ul>	4-1-2 通信の手段を確保する 177○重要通信を確保する <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信センターの分散</li> <li>・中継伝送路の多ルート化・2ルート化等非常時優先電話の確保</li> <li>・特設公衆電話の設置</li> <li>・<u>災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの開設</u></li> <li>・移動電源車の整備及びポータブル衛星の増備</li> <li>・通信孤立回避の検討</li> </ul>
40	6-1-1 観光客等を保護する 325○外国人観光客向けに多言語で防災情報を提供する ●政策企画部、●商工労働観光部	6-1-1 観光客等を保護する 325○外国人観光客向けに多言語で防災情報を提供する ● <u>危機管理部</u> 、●政策企画部、●商工労働観光部

※これらのうち目標が高められるもの：7、32、52、54、72、83